



宮 崎 県 公 報

平成23年2月8日（火曜日）号外 第6号の2

発行・印刷 **宮 崎 県**
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号発行定日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 36,000円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（4件）…（畜産課） 1

告 示

宮崎県告示第76号の11

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成23年宮崎県告示第76号の3）を次のとおり変更する。

平成23年2月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 移動を制限する家畜の種類等
 - 移動を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
 - 移動を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
 - 移動を制限する区域
平成23年宮崎県告示第76号の3の1の③に掲げる区域
- 搬出を制限する家畜の種類等
 - 搬出を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
 - 搬出を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
 - 搬出を制限する区域
平成23年宮崎県告示第76号の3の2の③に掲げる区域

宮崎県告示第76号の12

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成23年宮崎県告示第76号の6）を次のとおり変更する。

平成23年2月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 移動を制限する家畜の種類等
 - 移動を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
 - 移動を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
 - 移動を制限する区域
平成23年宮崎県告示第76号の6の1の③に掲げる区域
- 搬出を制限する家畜の種類等
 - 搬出を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面

鳥並びにそれらの死体

- 搬出を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
- 搬出を制限する区域
平成23年宮崎県告示第76号の6の2の③に掲げる区域

宮崎県告示第76号の13

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成23年宮崎県告示第76号の8）を次のとおり変更する。

平成23年2月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 移動を制限する家畜の種類等
 - 移動を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
 - 移動を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
 - 移動を制限する区域
平成23年宮崎県告示第76号の8の1の③に掲げる区域
- 搬出を制限する家畜の種類等
 - 搬出を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
 - 搬出を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
 - 搬出を制限する区域
平成23年宮崎県告示第76号の8の2の③に掲げる区域

宮崎県告示第76号の14

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成23年宮崎県告示第76号の9）を次のとおり変更する。

平成23年2月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 移動を制限する家畜の種類等
 - 移動を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
 - 移動を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
 - 移動を制限する区域

<p>平成23年宮崎県告示第76号の9の1の③に掲げる区域</p> <p>2 搬出を制限する家畜の種類等</p> <p>(1) 搬出を制限する家畜の種類 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体</p> <p>(2) 搬出を制限する物品 病原体をひろげるおそれのある物品</p> <p>(3) 搬出を制限する区域 平成23年宮崎県告示第76号の9の2の③に掲げる区域</p>	
--	--